

令和5年4月の相談件数

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
苦情	63												63
問い合わせ	7												7
要望	0												0
計	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70
(前年度計)	(71)	(53)	(66)	(69)	(66)	(69)	(75)	(63)	(58)	(63)	(58)	(80)	(791)

多重債務相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数	8												8
(前年度)	(3)	(3)	(6)	(6)	(6)	(3)	(5)	(2)	(5)	(2)	(0)	(4)	(45)

年代別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
20歳未満	1												1
20歳代	11												11
30歳代	7												7
40歳代	10												10
50歳代	9												9
60歳代	12												12
70歳以上	12												12
その他・不明	8												8
計	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70

今月の相談事例

スマホの動画広告を見て、「初回500円」の定期購入のダイエットサプリを申し込んだ。2回目からは4,500円と高くなるが、いつでも解約できると書いてあったので、すぐに解約すればいいと思っていた。しかし、解約の電話窓口は何度かけてもつながらない。解約は電話でしか受け付けしておらず、次回発送日の10日前までに電話で申し出なければいけない。

センターからのアドバイス

健康食品や化粧品などの「お試し」の定期購入に関するトラブルでは、SNS上の広告がきっかけになることが多くみられます。低価格が強調され、契約条件や解約方法などの表示が小さく、注意深く読まないで契約内容を認識しづらくなっています。定期購入とわかって申し込み、「いつでも解約可能」と書いてあっても電話がつかない、解約方法が電話やメッセージアプリに限定され、解約手続きがうまくできないトラブルが起きます。申し込みの際は最終確認画面をよく確認し、印刷しておきましょう。困った時は消費生活センターに連絡してください。